

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年(2014年)3月19日

大阪狭山市監査委

北井末廣
薦田育子



- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 吉田友好
- 2 通知を受けた日
平成26年3月17日
- 3 監査結果に関する報告
平成26年2月27日大狭監第2004号 定期監査結果に関する報告
- 4 監査の対象
政策調整室危機管理グループ
- 5 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



大 狭 庶 第 6 号

平成26年(2014年)3月17日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

薦 田 育 子 様



大阪狭山市長 吉 田 友 伸



監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成26年2月27日付け大狭監第2004号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

監査指摘事項等に対する措置状況

指摘事項につきまして、契約及び補助金交付にかかる起案の事務処理にあたっては、事務決裁規程等の確認及び注意喚起を行い、今後は適正な事務処理を行います。